

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 不当利得返還等請求控訴事件

国側当事者・国(水戸税務署長)

令和5年1月18日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・水戸地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年5月26日判決、本資料272号・順号13717)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	水戸税務署長
被控訴人指定代理人	安實 涼子
同	今西 貴洋
同	今中 暉
同	近間 一郎
同	小谷野 幹人
同	齋藤 知子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2864万2500円及びうち1847万9800円に対する平成29年5月13日から支払済みまで、うち1016万2700円に対する平成30年9月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 処分行政庁が平成30年10月2日に賦課決定した過少申告加算税152万4000円及び控訴人の平成26年分所得税及び復興特別所得税の平成30年9月26日付け修正申告による延滞税の各納付債務が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、平成26年分所得税及び復興特別所得税について、株式の売買代金として交付を受けた金銭につき、いわゆるみなし配当の規定により資本金対応額を超える部分が配当所得となるとの水戸税務署係官からの指摘を受けて平成29年2月22日にした修正申告(以下「本件第1修正申告」という。)及び平成30年9月26日にした修正申告(以下「本件第2修正申告」という。)がいずれも無効であり、本来は、控訴人がした確定申告に基づいて還付を受けられるところ、本件第1修正申告に基づき処分行政庁により1847万9

800円の還付金の充当がされ、また、本件第2修正申告に基づき控訴人が1016万2700円の税額を納付したとして、不当利得返還請求権又は誤納金返還請求権に基づき被控訴人に対し上記合計2864万2500円及びうち1847万9800円に対する上記充当の日の翌日である平成29年5月13日から支払済みまで、うち1016万2700円に対する上記納付の日の翌日である平成30年9月29日から支払済みまで、それぞれ民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、本件第1修正申告及び本件第2修正申告が無効であることに基づき、処分行政庁が平成30年10月2日付けで控訴人に対してした賦課決定に基づく過少申告加算税152万4000円及び控訴人が同年9月26日付けでした平成26年分所得税及び復興特別所得税の修正申告により発生した延滞税の各納付債務が存在しないことの確認を求める実質的当事者訴訟である。

原審は、控訴人の各請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実及び当事者の主張

前提事実及び当事者の主張は、当審における控訴人の主張をも踏まえ、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁21行目の「(乙1の5)」を削る。
- (2) 原判決4頁8行目の「一般」を削る。
- (3) 原判決4頁22行目の「平成29年法律第4号」を「平成27年法律第9号」に、同23行目の「1項」を「1項4号」にそれぞれ改める。
- (4) 原判決5頁5行目から6行目にかけての「争いのない配当所得について修正申告を行うとして、」を削る。
- (5) 原判決5頁8行目から9行目にかけての「総所得金額に含めて」を「収入金額等の配当欄に記載の上」に改める。
- (6) 原判決5頁13行目から17行目までを削り、同頁18行目の「カ」を「エ」に改める。
- (7) 原判決6頁11行目の「修正申告をした。」から12行目の「際し、」までを削る。
- (8) 原判決6頁16行目から19行目までを削る。
- (9) 原判決6頁20行目から22行目までを次のとおり改める。

「ウ 控訴人は、平成30年9月28日、本件第2修正申告による増加税額として1016万2700円を納付した(甲5の3)」
- (10) 原判決7頁9行目の「本件会社」から10行目の「取締役会の決議」までを「会社法156条1項3号に基づく同法156条1項、157条ないし160条の各規定による株主総会の特別決議、取締役会の決議その他の株主に対する通知等の手続」に、同頁12行目の「25条1項5号」を「25条1項4号」にそれぞれ改める。
- (11) 原判決8頁10行目の「重大な錯誤」を「特段の事情のもとでの客観的に明白かつ重大な錯誤」に改める。
- (12) 原判決8頁14行目の「電子帳簿保存法9条2項」を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(令和元年法律第16号による改正前のもの。以下「電子帳簿保存法」という。)9条の2」に改める。
- (13) 原判決8頁19行目の「抹消し、タイムスタンプを削除しており」を「消去し、タイムスタンプを消去し、付け替え、各金額の欄の円単位枠を消去し、第5表に記載されている同枠

を消去しており」に改める。

(14) 原判決 9 頁 1 7 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(ウ) 本件第 2 修正申告の不適法

本件第 2 修正申告に係る分離譲渡所得の修正申告書（分離課税用）が併用して提出されていないことは租税特別措置法 3 7 条の 1 0 の第 3 項に違反する。」

(15) 原判決 1 1 頁 2 5 行目の「収める」を「納める」に改める。

(16) 原判決 1 2 頁 1 1 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(ウ) 控訴人の本件第 2 修正申告の不適法の主張について、否認し、争う。」

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件各請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」の 1 から 3 までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 1 2 頁 2 5 行目の「会社法 1 6 0 条」から末行の「取締役会の決議」までを「会社法 1 5 6 条 1 項 3 号に基づく同法 1 5 6 条 1 項、1 5 7 条ないし 1 6 0 条の各規定による株主総会の特別決議、取締役会の決議その他の株主に対する通知等の手続」に改める。

(2) 原判決 1 3 頁 4 行目の「取締役会の決議」の次に「等」を加える。

(3) 原判決 1 3 頁 1 3 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「 控訴人は、本件は無効の主張の相手方を国とすることができるかという問題であって、被控訴人は、本件会社、債権者、一般株主と同様、控訴人と私的取引関係になく、控訴人は、源泉徴収義務者である本件会社（支払者）の源泉徴収の受忍義務者であり、源泉納税義務者（受給者）であるほか、被控訴人と何らの具体的な公法関係もなく、被控訴人は本件の自己株式の取得とも無関係であると主張する。

しかしながら、控訴人が手続違反の無効主張の主体と成り得ず、また、本件会社及びその債権者が本件株式譲渡が無効であると主張している状況にもないことは上記のとおりである。」

(4) 原判決 1 3 頁 1 7 行目から 1 8 行目にかけの「重大な錯誤」を「特段の事情のもとでの客観的に明白かつ重大な錯誤」に改める。

(5) 原判決 1 4 頁 1 9 行目の「ものである」を次のとおり改める。

「ものであり、控訴人は、被控訴人が提出している本件第 1 修正申告書は、税務職員が作成した電磁的記録の記録事項（管理附属情報も含む）の出力書面で手続上の原本であって、真の原本である存在し成立している電子データについて改変されていないことが証明されていない限り、各修正申告書の成立の真正は認められない、税務職員が自ら入力して作成した電磁的記録の記録事項等の情報（内容）の出力書面である交付された本件第 1 修正申告書の第一表は、不真正文書であり、このような文書が控訴人の署名押印だけによって真正文書に転換することは法的にあり得ない」

(6) 原判決 1 4 頁 2 0 行目の「しかし」の次に、「、本件第 1 修正申告書には控訴人の署名押印があることは争いがないところ」を加え、同頁 2 2 行目の「自ら署名押印して提出をしており」を「自ら署名押印した上で提出したものというべきである上、控訴人はこれに先立ち控訴人が交付を受けた金銭のうち本件会社の資本金対応額を超える部分の金額は配当所得に該当することについて説明を受けた上で、本件第 1 修正申告書の内容を認識してこれに署名

押印しているのであるから、自己の修正申告に用いる趣旨で作成、提出したことは明らかであり」に改める。

(7) 原判決 14 頁 24 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 控訴人は、修正申告は、確定申告に係る課税標準又は税額等を修正する申告であり、自己に不利益な申告であるところ、本件第 1 修正申告が自己の不利益に変更する申告か否かは、確定申告書 B、別表 (甲 1 の 1) 及び修正申告書 B 第一表 (乙 7 の 1 枚目) の各申告内容である所得金額、所得税額の各金額により客観的に定められなければならない、乙 7 の 1 枚目記載の収入金額は 72 万 5400 円であり、9140 万 0400 円とする修正申告書 B 第一表 (甲 4 の 1) は提出されていないから、上記収入金額は、総所得金額に含めて申告したものではなく、所得税額を減少させ、増加するものではないから、控訴人に不利益に変更する申告ではないと主張する。

しかしながら、国税通則法 (以下「通則法」という。) 19 条 4 項は、修正申告書に記載すべき事項について、①修正申告前の課税標準等及び税額等、②修正申告後の課税標準等及び税額等、③修正申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額、④期限内 (確定) 申告書に記載すべきものとされている事項で修正申告に係るものその他参考となるべき事項とする旨規定している。

そして、所得税に係る修正申告書の場合、前記④の期限内 (確定) 申告書に記載すべきものとされている事項については、所得税法 120 条 1 項各号に掲げる事項のうち、課税標準等及び税額等以外の事項でその修正申告に関係のあるものその他参考事項とされている (乙 11)。

そして、本件第 1 修正申告書には、修正前の課税額、修正申告後の課税標準等、修正申告により増加する税額等、修正申告によって異動した事項がいずれも記載されており、通則法 19 条 4 項に規定する記載事項に欠けるところはない。」

(8) 原判決 14 頁 25 行目の「(3)」を「(4)」に改める。

(9) 原判決 15 頁 16 行目の「ものである」を次のとおり改める。

「ものであり、被控訴人が提出している本件第 2 修正申告書は、税務職員が作成した電磁的記録の記録事項 (管理附属情報も含む) の出力書面で手続上の原本であって、真の原本である存在し成立している電子データについて改変されていないことが証明されていない限り、各修正申告書の成立の真正は認められない、税務職員が自ら入力して作成した電磁的記録の記録事項等の情報 (内容) の出力書面である交付された本件第 2 修正申告書の第一表は、不真正文書であり、このような文書が控訴人の署名押印だけによって真正文書に転換することは法的にあり得ない」

(10) 原判決 15 頁 17 行目の「しかし」の次に「、本件第 2 修正申告書には控訴人の署名押印があることは争いがないところ」を加え、同頁 19 行目の「自ら署名押印して提出をしており」を「自ら署名押印した上で提出したものというべきである上、控訴人はこれに先立ち、前記のとおり修正申告の必要性について説明を受け、申告書の記載内容を認識して署名押印している以上、自己の文書として用いる趣旨で署名押印したものと認められ」に改める。

(11) 原判決 15 頁 21 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 本件第 2 修正申告の不適法

控訴人は、本件第 2 修正申告、租税特別措置法 37 条の 10 の 3 項により譲渡所得 1

20万9000円とする修正申告書（分離課税用）（第三表）が併用して提出されていないところ、これをしていないから無効であるとも主張する。

しかしながら、控訴人は、本件確定申告において、本件売買に係る所得は分離課税である株式等の譲渡所得に該当し、2901万6000円（本件確定申告書上では、当該金額から配当所得の金額に相当する72万5400円と通算した後の2829万0600円と記載されている。）の赤字が生じていたと申告し（乙1、3枚目参照）、本件第2修正申告では、本件確定申告において株式等の譲渡所得として申告していた本件売買に係る所得のうち、本件会社の資本金対応額（120万9000円）を超える金額を総合課税の対象となる配当所得として申告している。そして、この場合、本件会社の資本金に対応する金額は譲渡所得の対象となるが、取得価額が資本金対応額を越えて赤字となることから、分離課税の譲渡所得を申告する義務は生じていない。よって、本件第1修正申告及び本件第2修正申告において、控訴人が修正申告書の第三表を提出する必要はない。

また、控訴人は、上記以外にも本件第1修正申告及び本件第2修正申告の不備について縷々主張するが、それらはいずれもその主張自体失当なものといわざるを得ない。」

- 2 以上によれば、控訴人が主張する不当利得返還請求権及び誤納金返還請求権は認められず、通則法60条1項、2項、65条によれば、控訴人が不存在の確認を求める過少申告加算税及び延滞税の納付債務は被控訴人の主張どおり存在するものと認められる。

第4 結論

以上のとおり、控訴人の各請求は、いずれも理由がないから、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないので、これを棄却することし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 館内 比佐志

裁判官 河合 芳光

裁判官 三上 乃理子